

給付算定基礎額残高通知書 に関する Q&A

平成 2 9 年 6 月
地方職員共済組合

目 次

1 共通事項

- 問1 「給付算定基礎額残高通知書」が共済組合から届きましたが、これは何ですか。また、何か手続きは必要ですか。…………… 1
- 問2 年金払い退職給付とは、どのようなものですか。…………… 1
- 問3 「給付算定基礎額残高通知書」を紛失したので、再度、送付してください。…………… 2
- 問4 「(入金) 期月」は、平成28年4月からしか表示されていなく、平成28年3月以前が表示されていないのは、なぜですか。…………… 2
- 問5 「①標準報酬月額」欄は、実際の給料とは異なりますが、なぜですか。…………… 3
- 問6 利息は、どのように計算されているのですか。…………… 3
- 問7 「有期退職年金算定基礎額」と「終身退職年金算定基礎額」が表示されていないのは、なぜですか。…………… 4
- 問8 付与率は、どのようなものですか。…………… 4
- 問9 基準利率は、どのように定められているのですか。…………… 4
- 問10 平成29年3月までの情報ではなく、最新の情報を確認できますか。…………… 5
- 問11 年金払い退職給付の年金額は、どのように計算するのですか。…………… 5
- 問12 私が年金受給前に死んだら、配偶者に年金は支給されますか。…………… 5
- 問13 公務員を辞めて民間に再就職し、企業年金を掛けた場合、年金払い退職給付は企業年金に引き継がれるのですか。…………… 6
- 問14 私には「給付算定基礎額残高通知書」が届きませんが、なぜですか。…………… 6

問1 「給付算定基礎額残高通知書」が共済組合から届きましたが、これは何ですか。また、何か手続きは必要ですか。

答

この通知書は、平成27年10月に創設された「年金払い退職給付」の算定の基となる給付算定基礎額残高をお知らせするものです。

手続きは必要ありませんが、内容をご確認いただき、記録に漏れ・誤りがある場合は、ご連絡ください。

平成27年10月の被用者年金制度の一元化に伴い、共済年金の独自の給付としてあった「職域年金相当部分」が廃止され、民間の企業年金に相当する年金払い退職給付が創設されました。

この年金払い退職給付は、原則、65歳から支給されるもので、毎月、標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率（＝保険料率）を乗じて得た付与額（＝保険料）を将来の年金給付に必要な原資として積み立てます。

この付与額に利息を加えた額を「給付算定基礎額」といい、共済組合は、法令に基づき、組合員に年金額の算定の基となる給付算定基礎額等を確認していただくため、「給付算定基礎額残高通知書」を通知しています。

手続きは必要ありませんが、内容を確認していただき、記録に漏れ・誤りがある場合は、ご連絡ください。

問2 年金払い退職給付とは、どのようなものですか。

答

平成27年10月の被用者年金制度の一元化に伴い、共済年金の独自の給付としてあった「職域年金相当部分」が廃止され、民間の企業年金に相当する年金払い退職給付が創設されました。

この年金は、半分は「有期年金」として、半分は「終身年金」として受給することとなり、「有期年金」は、20年で受給、10年で受給、一時金として受給の3つから選択し、「終身年金」は、生涯受給することができます。

年金払い退職給付は、標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率（＝保険料率）を乗じて得た付与額（＝保険料）を将来の年金給付に必要な原資として積み立てます。

この年金は、原則、65歳からの受給となりますが、60歳から繰り上げて、又は、70歳まで繰り下げて受給することができます。

また、年金払い退職給付制度の詳細については、当組合のホームページや地方公務員共済組合連合会のホームページに掲載されている年金払い退職給付のパンフレットをご覧ください。

※ 当組合ホームページにおける説明

当組合ホームページの「年金制度の概要」のアイコンをクリックします。

画面に表示される「年金払い退職給付」又は「4 年金払い退職給付の概要」をクリックし、制度の解説をご覧ください。

※ 地方公務員共済組合連合会のパンフレット

地方公務員共済組合連合会ホームページの左側の「年金関連情報」の4番目「・一元化・制度改正関係」をクリックします。

画面に表示される上から2番目の「年金払い退職給付制度に係る付与率・掛金率等について（パンフレット）」と3番目の「年金払い退職給付制度の創設（パンフレット）」をご覧ください。

なお、このパンフレットについてのお問い合わせは、地方公務員共済組合連合会ではなく、当組合にお願いします。

問3 「給付算定基礎額残高通知書」を紛失したので、再度、送付してください。

答

同じハガキのものは作成できないため、コピーを送付します。

問4 「(入金) 期月」は、平成28年4月からしか表示されていなく、平成28年3月以前が表示されていないのは、なぜですか。

答

平成28年3月以前の給付算定基礎額残高については、「(入金) 期日」の1行目に「前年度末」と表示のある段の右端の「④給付算定基礎額残高」に表示しています。

問5 「①標準報酬月額」欄は、実際の給料とは異なりますが、なぜですか。

答

標準報酬月額は、基本給の他、残業手当、通勤手当などの各種手当を加えた額を標準報酬月額の等級表（1等級（9万8千円）から30等級（62万円）までの30等級に区分）に当てはめた額ですので、実際の給料とは異なります。

また、期末手当等の支給があった月は、当月の標準報酬月額に標準期末手当等の額を合計して表示しています。

なお、標準期末手当等の額は、実際の期末手当等の1,000円未満の端数を切り捨てた額で、上限は1回の支給につき150万円となっています。

問6 利息は、どのように計算されているのですか。

答

各月の利息は、前月分の「④給付算定基礎額残高」と当月の「②付与額」にそれぞれ基準利率（月率）を乗じて得た額（銭位未満の端数は切捨て）を合計（円位未満の端数は切捨て）して表示しています。

なお、「⑫基準利率」は年率ですので、各月の利息を計算する場合は、これを月率に換算した率（平成28年9月まではおおよそ0.000399、平成28年10月以降はおおよそ0.000266）を乗じます。

【利息の計算】

ア 前月「④給付算定基礎額残高」×基準利率（月率※）（銭位未満切捨）

イ 当月「②付与額」×基準利率（月率※）（銭位未満切捨）

ウ 「③利息」＝ア＋イ（円位未満切捨）

※ 基準利率（月率） 年率0.48%（平成28年9月まで）を1ヶ月単位に換算した率
＝（1.0048の1/12乗）－1
≒0.0399%（≒0.000399）

年率0.32%（平成28年10月から）を1ヶ月単位に換算した率
＝（1.0032の1/12乗）－1
≒0.0266%（≒0.000266）

（例）平成28年9月末の給付算定基礎額残高が108,271円で、平成28年10月の標準報酬月額が44万円（付与額6,600円）のときの利息

ア 前月「④給付算定基礎額残高」×基準利率（月率）
＝108,271円 × 0.000266 ＝ 28.80円（銭位未満切捨）

イ 当月「②付与額」× 基準利率（月率）
=6,600 円 × 0.000266 = 1.75 円（銭位未満切捨）
ウ 「③利息」=28.80 円+1.75 円
=30.55 円 → 30 円（円位未満切捨）

問7 「有期退職年金算定基礎額」と「終身退職年金算定基礎額」が表示されていないのは、なぜですか。

答

この欄は、一度退職して、65歳到達時もしくは繰り上げ支給の有期退職年金又は終身退職年金が決定し、さらに組合員として再就職している場合にのみ表示されるためです。

問8 付与率とは、どのようなものですか。

答

付与率は、年金払い退職給付が組合員であった者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであること等を勘案し、地方公務員共済組合連合会の定款で定められる保険料率（掛金率と負担金率の合計）のことです。

付与率は、組合員であった者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであること、給付に要する費用、掛金及び負担金、年金の積立金の事情等を勘案し、地方公務員共済組合連合会の定款において定められます。

平成27年10月からは、1.5%と定められています。

問9 基準利率は、どのように定められているのですか。

答

基準利率は、国債の利回りや積立金の運用状況等を勘案して、定められています。

基準利率は、10年国債の応募者利回りの直近1年平均と5年平均のうち低い方の率とし、積立金の運用状況とその見通しを勘案し、地方公務員共済組合連合会の定款において定められます。

毎年10月に見直しされ、平成27年10月から平成28年9月は0.48%、平成28年10月から平成29年9月は0.32%と定められています。

問10 平成29年3月までの情報ではなく、最新の情報を確認できますか。

答

インターネット上で、自身の公務員期間の記録や年金見込額等を確認できる「地共済年金情報 Web サイト」において、前月又は前々月までの情報を反映した給付算定基礎額残高等を確認することができます。

問11 年金払い退職給付の年金額は、どのように計算するのですか。

答

年金払い退職給付の年金額は、給付算定基礎額を現価率で除して計算します。

現価率とは、有期退職年金については、「当該有期期間に一定額」の年金となるように、また、終身退職年金については、「終身にわたり一定額」の年金となるように年金額を計算する率として定められています。

現時点までの給付算定基礎額及び現時点での現価率(地方公務員共済組合連合会の定款で規定)を基にした年金額は、次の計算方法によります(組合員期間(一元化前の期間を含む。)が10年以上の場合)。

有期退職年金を20年で受給したとした場合の額

$$\text{「⑨給付算定基礎額等合計」} \times 1/2 \div \underline{19.369259}$$

(20年で受給する場合の当初の有期年金現価率)

終身退職年金の額

$$\text{「⑨給付算定基礎額等合計」} \times 1/2 \div \underline{22.060662}$$

(65歳時点での終身年金現価率)

なお、給付算定基礎額は、今後も付与額及び利息が積み立てられていくため、現時点で計算した年金額より増えていくことになります。

問12 私が年金受給前に死んだら、配偶者に年金は支給されますか。

答

年金払い退職給付の遺族の年金は、公務で亡くなられた場合のみ支給されません。詳細については支部にお問い合わせください。

公務以外の理由により、年金受給前にお亡くなりになられた際、生計が同一の配偶者、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満の障害等級が1級若しくは2級の子、55歳以上の父母などがある場合、有期退職年金に相当する額が一時金として支給されます。遺族が複数いる場合には、遺族の数に応じて等分して支給されます。

なお、一時金は、死亡した日における給付算定基礎額の1/2（組合員期間が10年未満の場合は1/4）になります。

問 13 公務員を辞めて民間に再就職し、企業年金を掛けた場合、年金払い退職給付は企業年金に引き継がれるのですか。

答

民間の企業年金と公務員の年金払い退職給付は、引き継がれることはなく、別個に支給されます。

なお、他の団体の公務員（国家公務員を含む）となった場合は、後の共済組合に記録が引き継がれ、年金が支給されます。

問 14 私には「給付算定基礎額残高通知書」が届きませんが、なぜですか。

答

【平成27年10月以降の組合員期間が1年未満の場合】

年金払い退職給付制度による年金は、1年以上の引き続く組合員期間が必要です。

あなたの場合、平成27年10月以降の組合員期間が1年ないため、今年度は送付されません。

【平成29年4月以後に他の共済組合から転入し、6月8日までに給料記録マスタに登録していない場合】

今回の通知は、原則、平成29年3月31日時点で当組合の組合員であった方に送付しています。

平成29年4月以降に他の共済組合から転入し、当組合の組合員となられた方につきましては、平成29年3月までに加入していた共済組合に、「給付算定基礎額残高通知書」が送付されるかご確認ください。

なお、インターネット上で、自身の公務員期間の記録や年金見込額等を確認できる「地共済年金情報 Web サイト」において、前月又は前々月までの情報を反映した給付算定基礎額残高等を確認することができます。